

平成 27 年第 2 回野洲市議会定例会提出案件

1 繰越計算書の報告 1 件

□報告第 1 号 平成 26 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として篠原駅周辺都市基盤整備事業ほか 10 件の事業について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

2 専決処分の承認 10 件

□議第 48 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 26 年度野洲市一般会計補正予算(第 8 号))

①予算額

- ・補正前予算額 19,607,139 千円
- ・補正額 3,505 千円
- ・補正後予算額 19,610,644 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・特別交付税の額の確定による増額 (31,917 千円)
- ・譲与税及び交付金の額の確定による精査 (36,862 千円)
- ・滋賀県知事選挙等委託金等の確定による減額 (△20,802 千円)

【歳出】

- ・滋賀県知事選挙費の確定による減額 (△7,044 千円)
- ・滋賀県議会議員選挙費の確定による減額 (△7,247 千円)
- ・衆議院議員選挙費の確定による減額 (△2,793 千円)
- ・公共下水道使用料減による下水道事業特別会計への繰出 (22,000 千円)

□議第 49 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 26 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号))

①予算額

- ・補正前予算額 5,069,039 千円
- ・補正額 0 千円
- ・補正後予算額 5,069,039 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・国庫負担金や県支出金の交付額の確定等による財源更正
- ・上記により財政調整基金繰入額の減額 (△70,000 千円)

【歳出】

- ・財源更正

□議第 50 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 26 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号))

①予算額

- ・ 補正前予算額 1, 9 9 6, 8 2 1 千円
- ・ 補正額 0 千円
- ・ 補正後予算額 1, 9 9 6, 8 2 1 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 公共下水道使用料収入減による減額 (△22,000 千円)
- ・ 公共下水道使用料減額に係る歳入不足分を一般会計繰入金により増額 (22,000 千円)

【歳出】

- ・ 財源更正

□議第 51 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例等の一部を改正する条例)

地方税法の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例等の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

(1) 野洲市税条例 [第 1 条関係]

- ・ 第 31 条 法人市民税均等割の税率適用区分である「資本金等の額」に係る改正に伴う所要の規定の整備
- ・ 附則第 7 条の 3 の 2 個人市民税における住宅ローン減税措置について、対象期間を 1 年半延長されることに伴う所要の規定の整備
- ・ 附則第 9 条、第 9 条の 2 ふるさと納税の申告特例 (ワンストップ特例) が導入されることに伴う所要の規定の整備
- ・ 附則第 11 条、第 11 条の 2、第 12 条、第 13 条、第 15 条 評価替えに伴う見出し及び条項中の対象年度の改正
- ・ 附則第 16 条 一定の環境性能を有する軽四輪等について、グリーン化特例 (軽課が導入されることに伴う規定の新設)

(2) 野洲市税条例等の一部を改正する条例 (平成 26 年野洲市条例第 16 号) [第 2 条関係]

- ・ 原動機付自転車及び二輪車に係る税率引上げ時期を平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日に 1 年延長されることに伴う所要の整備

②施行日 平成 27 年 4 月 1 日。ただし、第 2 条中野洲市税条例等の一部を改正する

条例附則第 1 条第 2 号（第 83 条第 2 項に係る部分を除く。）及び第 4 号並びに附則第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

□議第 52 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引上げの見直し

- ・医療保険分（第 2 条第 2 項ただし書） 「510,000 円」 → 「520,000 円」
- ・後期高齢者支援分（第 2 条第 3 項ただし書） 「160,000 円」 → 「170,000 円」
- ・介護保険分（第 2 条第 4 項ただし書） 「140,000 円」 → 「160,000 円」

(2) 国民健康保険税の軽減措置（被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準）の見直し

- ・5割軽減 被保険者数に乗ずる金額（第 23 条第 2 号） 「245,000 円」 → 「260,000 円」
- ・2割軽減 被保険者数に乗ずる金額（第 23 条第 3 号） 「450,000 円」 → 「470,000 円」

②施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 53 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

国民健康保険法の改正に伴い、野洲市国民健康保険条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

- ・第 8 条 「第 72 条の 4」 → 「第 72 条の 5」

②施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 54 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 27 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号))

①予算額

- ・補正前予算額 23,050,000 千円
- ・補正額 585 千円
- ・補正後予算額 23,050,585 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・琵琶湖海区漁業調整委員会委員補欠選挙の執行にかかる県委託金の計上（585 千円）

【歳出】

- ・琵琶湖海区漁業調整委員会委員補欠選挙の執行にかかる経費の計上（585 千円）

□議第 55 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 27 年度野洲市一般会計補正予算(第 2 号))

①予算額

- ・補正前予算額 23,050,585 千円
- ・補正額 3,974 千円
- ・補正後予算額 23,054,559 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・介護保険事業による低所得者保険料軽減対策にかかる国庫負担金（1,987 千円）、県負担金（993 千円）の計上

【歳出】

- ・介護保険事業による低所得者保険料軽減対策にかかる介護保険事業特別会計への繰出（3,974 千円）

□議第 56 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 27 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号))

①予算額

- ・補正前予算額 3,675,624 千円
- ・補正額 0 千円
- ・補正後予算額 3,675,624 千円

②補正の概要

- ・低所得者保険料軽減の公費負担制度の施行による一般会計繰入金の計上

□議第 57 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市介護保険条例の一部を改正する条例)

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」の公布に伴い、野洲市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

- ・所得段階第 1 段階対象者についての保険料基準額に対する割合の軽減（第 13 条第

2 項)

「0.5」→「0.45」(33,120 円→29,808 円)

②施行日 公布の日

3 補正予算 1 件

□議第 58 号 平成 27 年度野洲市一般会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 23,054,559 千円
- ・補正額 △41,710 千円
- ・補正後予算額 23,012,849 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・軽自動車税のうち原動機付自転車・二輪車及び小型特殊自動車（農耕作業用など）に係る税率の据置による減額見込み。(△5,084 千円)
- ・消費税引上げによる低所得世帯への影響緩和のために実施する臨時福祉給付金給付業務の補助金減額見込み。(国：△3,809 千円)
- ・消費税引上げによる低所得世帯への影響緩和のために実施する子育て世帯臨時特例給付金給付業務の補助金減額見込み。(国：△8,860 千円)
- ・社会資本整備総合交付金の内示による補助金減額見込み。(国：△29,490 千円)
- ・(仮称)野洲第 1 こども園整備に係る学校施設環境改善交付金の計上(国：34,683 千円)

【歳出】

- ・整備基本計画の主に事業収支計画の内容精査に係る業務委託料の計上(5,000 千円)
- ・臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付業務の事業量精査による事務費補正等(△6,356 千円)
- ・都市構造に関する調査分析委託費の計上(8,554 千円)
- ・野洲駅北口広場整備事業に係る年度間事業配分の見直しによる調整(△53,656 千円)
- ・中主小学校の平成 28 年度必要教室見込みにより 3 教室改修に係る実施設計費の計上(3,024 千円)

③債務負担行為の補正

- ・野洲駅北口広場整備事業に係る年度間事業配分の見直しによる債務負担行為額の変更。(限度額 121,096 千円に 53,656 千円を追加し、当該年度以降の支出予定額を 174,752 千円とする。)

4 条例の改正 1件

□議第 59 号 野洲市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律の公布等に伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備
- ・ 第 33 条 所得税において国外転出時課税が創設されることに伴う所要の規定の整備
- ・ 附則第 10 条の 2 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税について、わがまち特例が導入されたことに伴う条項の追加
- ・ 附則第 16 条の 2 紙巻たばこ 3 級品に係る特例税率の廃止に伴う規定の整備

②施行日 平成 28 年 4 月 1 日、公布の日、平成 28 年 1 月 1 日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日